

創業希望者や市内事業者に対する支援などをご紹介します

申問商工観光課 ☎ 6773

❖ 創業支援・空き店舗等活用事業

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する人に改修工事費の一部を補助します。

対象物件 市内で1カ月以上営業が行われていない空き店舗・空き事務所・空き家

対象事業 小売業、サービス業（宿泊・飲食業含む）、コミュニティービジネス（IT関連含む）、その他これらに類する事業。ただし、風俗営業法に定める営業など、市長が不適当と認める事業は除きます。

対象要件 2年以上継続して営業することが見込まれることなど（改修工事着工前にご相談ください。）

補助金額 改修工事費の2分の1（一部区域に限り3分の2）

※次の①～③の場合で上限額が異なります。

①市外から転入などした人で店舗面積が200㎡以上（上限300万円）

②市外から転入などした人で店舗面積が200㎡未満（上限150万円）

③上記以外のもの（上限50万円）

❖ 若年者等人材育成支援事業補助金

若年者などの市内企業への定着を図るため、従業員の資格などの取得に係る費用の一部を助成します。

対象 市内に住所および事業所を有する個人事業主、または市内に事業所を有する法人で、4月1日時点で18歳以上40歳未満の従業員に、業務に必要な資格や免許取得のための研修などを受講させるもの

対象経費 企業などが負担した受験料や受講料
 ▶試験により資格などを取得する場合は合格した場合のみ対象
 ▶従業員1人に付き1種類

補助金額 対象経費の2分の1（上限10万円）

❖ インバウンド受入環境整備事業補助金

外国人観光客の満足度向上を図るため、宿泊事業者などが行うインバウンド受け入れ環境の整備に要する経費の一部を補助します。

対象 市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する法人または個人

◆対象事業：宿泊事業者・製造事業者・飲食事業者・観光事業者・交通事業者・小売事業者・商店街組織など

対象経費 無料 Wi-Fi 利用環境の整備、パンフレットやホームページの多言語化、電子決済端末の購入などに係る経費

補助金額 対象経費の2分の1（上限100万円）

創業について個別相談できます

創業・起業支援の専門家が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、伴走型で皆さんのご相談に応じます。

とき 毎月第2・4木曜日（休日の場合はその前日）

午前10時～午後4時

ところ 十和田商工会館5階

応対者 （公財）21あおり産業総合支援センター シニア・インキュベーション・マネジャー 鎌田 直人さん



鎌田 直人さん

❖ U I J ターン移住就職奨励金

人口減少・雇用対策の一環として、U I J ターンで本市に転入し、市内事業所に就職した人（新卒者・公務員などを除く）に就職奨励金を交付します。

対象 市外で1年以上住所を有した後、令和3年10月1日以降に本市に転入し、市内事業所に就職し3カ月経過した個人

奨励金額 10万円

※対象要件など詳しくはお問い合わせください。

いずれの補助金・奨励金も先着順で予算の範囲内となります。申請書は商工観光課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。